

**介護予防・日常生活支援総合事業  
第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）料金表**

**利用料**

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割・3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

**（1）第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）の利用料・・・基本部分、加算の合計の額となります。**

**【基本部分：介護予防通所介護相当サービス】**

利用者の要介護度	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
事業対象者 要支援1	17,980円	1,798円	3,596円	5,394円
要支援2	36,210円	3,621円	7,242円	10,863円

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

**（2）【加算：介護予防通所介護相当サービス】**

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）	要支援度	加算料金
サービス提供体制 強化加算 III	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に算定	要支援1	240円
		要支援2	480円
介護職員等 待遇改善加算 II	介護職員の待遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合に算定	月の利用単位数×9.0%	

※ 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

**（3）その他の費用**

延長料金	なし
食 費	食事の提供を受けた場合、1回につき600円の食費をいただきます。
おむつ代	おむつを使用した場合、実費をいただきます。（持ち込みの場合は無料）
その 他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。